

車内名刺の廃止、運転者証の表示方法の変更に係る、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示の公布について

2023年8月1日

総合政策局

私鉄総連の取り組みと考え方

私鉄総連は、国土交通省に対し、カスタマーハラスメントの問題とSNSなどでの嫌がらせなどがあることから、乗務員の個人情報保護について要請を行ってきました。また、交運労協主催の交通運輸政策研究集会においても、「バスとタクシーでは、旅客自動車運送事業運輸規則42条で、事業用自動車内に運転者、その他の乗務員の氏名を掲示しなければならないとされており、罰則規定もあるが、一方で乗務員本人の個人情報が守られないことは看過できない」と訴えてきました。

今回の省令改正は、人権の問題として大きく取り上げられたことに加え、今はSNSなどで、個人情報などを勝手に発信されるリスクの方が大きいということもあり、改正に繋がったと考えています。名前を出すことと安全運転とは直接的な関連はなく、日頃から安全・安心・安定運行に努めていることに変わりはありません。

カスタマーハラスメントやSNSなどでの嫌がらせなどは、働く者の心身に多大な影響を及ぼすものであるということを訴え、安心して働き続けられる職場環境の構築に向け、引き続き取り組んでいきます。

森屋隆組織内国会議員の取り組み

森屋隆組織内国会議員は国土交通委員会のなかでもカスタマーハラスメントの問題や車内名刺に対する問題提起をしていただきました。国土交通委員会のなかでは、女性運転手が増えている状況下において、運転手の容姿をスマートフォンで撮り、SNSに投稿するという事案が発生し、運転手自身やその家族にまで被害が及んでおり、退職にまで追い込まれているという現場の実態を率直に伝えていただき、斉藤国土交通大臣より検討するとの前向きな答弁を引き出しました。

国土交通委員会での質疑（2022年10月27日）

森屋隆：バスの運転手さんの名前、森屋隆なら森屋隆という個人名を車内に掲示することになっているのだが、このような、規則、規定がされた理由、この経過、教えてほしい。

参考人：道路運送法において、旅客に対し適切な情報を提供するという観点から、事業用自動車内に事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供を求めている。これをふまえ、省令である旅客自動車運送事業運輸規則において、乗務員などの氏名を車内に掲示することを求めている。

森屋隆：現代における課題として、昨今、個人情報保護法の観点から、運動会で動画や写真撮影をSNSに投稿しないでほしいと学校が禁止したことが話題になった。そういったなかで、今、バスも運転手不足であり、女性の運転手さんも増えている。そして、その女性の運転手さんが増えているなかで、乗客がその運転手の容姿をスマートフォンで撮影し、SNSに投稿するという事案があり、運転手自身やその家族にまで被害が及んでいる。

先ほど答弁があった道路運送法第27条、これは昭和26年、71年前の法律であり、旅客自動車運送規則第42条、これも昭和31年、66年前の規則である。運行管理がいろいろとデジタル化していくと言われているが、運行管理がこれだけ厳格化していること、また情報管理

システムが高度化しているなかで、この運転手の氏名を掲示し、この人が森屋隆運転手ですと、こういうふうに掲示しなければ安全運行ができないということはないと思う。まさに時代錯誤のものであると考えている。大臣は、国民と丁寧に、そして誠実に対話し、小さな声を一つ一つよく聞き、真剣に受け止めると、所信で述べていただいた。大臣、今回のこの声は、小さな声というよりも、二次的被害が怖くて、誰にも言えない、職場の仲間に相談してもなかなか解決に至らないという声なき声である。ストーカー的なことがおこり、二次的被害を受け、結果的に怖くなり、辞めてしまう。車内名刺ひとつから、こういうことが現実にある。少し大げさなように聞こえるかもしれないが、これが実態である。私は、廃止も含め、是非、早急に大臣の英断をお願いしたい。大臣が言っている声なき声、小さな声、だから私がここで代弁させていただいている。大臣、是非早急に大臣の英断をお願いする。

大臣：非常に今日的な課題だと思う。乗務員等が安心して働くための環境整備や旅客に対する適切な情報提供等の総合的な観点から、その在り方に関して検討していく。

省令改正

省令改正の内容は、下記のとおりです。

第 42 条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員等の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

↓（省令改正後）

第 42 条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

今後について

今回の改正は、「運転者その他の乗務員等の氏名」の部分が削除され、表示しなくても良いということになったのですが、逆に言うと事業者の判断で継続して表示することも可能となっています。しかし、省令改正に至った経緯や「旅客の利便の確保を図りつつ、乗務員等のプライバシーにも配慮し、安心して働ける職場環境の整備を促進」するという改正の趣旨をふまえ、労使で議論し、何か事件が起こってからでは遅いという認識に立ち、「**乗務員氏名の表示を廃止する**」という判断がなされることを強く願います。

なお、今後適切な時期に、車内名刺の廃止、運転者証の表示方法についての調査を実施したいと考えています。調査内容の詳細についてはバス部会幹事会、ハイタク部会幹事会にて議論し、実施します。

以上